

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用, 変更) 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富士市長 〇〇 〇〇 様

③

《水質汚濁防止法第5条第3項に基づく有害物質使用
特定施設(産廃回収処理または下水道放流事業場)
及び有害物質貯蔵指定施設設置届》

〒417-8601

フリガナ フジシナガタチョウ チョウメ バンチ
住所 富士市永田町〇丁目〇〇番地
メッキカブシキガイシャ

届出者 〇〇 鍍金製紙株式会社

フリガナ
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

{ 水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)
静岡県生活環境の保全等に関する条例第35条(第36条第1項又は第2項、第37条、第38条) }

の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇鍍金株式会社	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒417-8601 富士市永田町〇丁目〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
県生活環境保全条例第35条関係 第5条第1項関係	特定施設の種類	65	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙5のとおり。		
県生活環境保全条例第36条1項関係 第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙6のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙7のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙8のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙10のとおり。		

様式第1(裏面)

県生活環境保全条例第36条2項関係 第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	■ 有害物質使用特定施設 ■ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙11のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙13のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙14のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1及び静岡県生活環境保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	有害物質貯蔵指定施設
型式	浸漬式 ○○製 ○○-○型	貯蔵タンク ○○社製 ○○○型
構造	鉄製 内部を塩化ビニルライニング (構造図は資料1のとおり)	ステンレス製 (構造図は資料2のとおり)
主要寸法	槽寸法 酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	直径1500mm×高さ6000mm
能力	自動車用部品 3,000個/日	貯蔵量約1,000L
配置	別紙図面1のとおり	別紙図面1のとおり (屋外設置)
床面及び周囲	床面には厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	床面には厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
工事着手予定年月日	令和 2 年 9 月 13 日	令和 2 年 9 月 13 日
工事完成予定年月日	令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 9 月 30 日
使用開始予定年月日	令和 2 年 10 月 1 日	令和 2 年 10 月 1 日
その他参考となるべき事項	同一施設の数:1基 適用される基準:A基準	同一施設の数:2基 適用される基準:A基準

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

● 別紙11 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

- ・ 当該事業場にある全ての有害物質使用特定施設、及び有害物質貯蔵指定施設について(増設等の場合、既設分についても)記入してください。
変更等がある場合は、変更前/後を対照させるように記載し、表の右上に「変更前」「変更後」と記載してください。(添付する図面についても対照させてください)
 - ・ 「工場又は事業場における施設番号」には、当該工場又は事業場内の全施設のうち、当該特定施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があればそれを記入してください。
 - ・ 「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別」には、有害物質使用特定施設の場合、水濁法施行令及び県生活環境保全条例施行規則での番号と名称を記入してください。有害物質貯蔵指定施設の場合は、その旨を記入してください。
 - ・ 「形式」には、具体的な装置名、メーカー名及び型番号等を記入してください。
 - ・ 「構造」には、装置の材質、方式等を記入してください。
 - ・ 「能力」には、生産能力、処理能力、容量等を記入してください。
 - ・ 「配置」には、建屋内のどの位置に特定施設があるかを記入してください。
別添図で図示しても結構です。
 - ・ 「床面及び周囲」には、施設の床面及び周囲の構造を記入して下さい。また、床面及び周囲の構造が、構造基準(原則A基準)に適合しているか確認してください。
 - ・ 「設置年月日」には、既設の特定施設の設置年月日を記入します。通常は、当該施設の設置した時の工事着手日を記載します。
 - ・ 「工事着手予定年月日」「工事完成予定年月日」「使用開始予定年月日」には、新設の特定施設の場合、既設の特定施設を改造する場合等に記入します。
- ※ 受付日より60日間は工事着手を行うことはできません。
工事着手予定年月日と市の受付日との間に、中60日以上空くようにゆとりをもって届出を行ってください。
- ※ 実施制限期間短縮願について、本市では、原則、構造基準を適合させるための工事等の場合に受理しており、新たに有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置する場合には受理していません。
- ・ 「その他参考となるべき事項」には、同一施設の数及び適用している構造基準(A基準など)を記入してください。
なお、有害物質を含む水が流れない場合は、構造等に関する基準が適用されないのので、その旨を記入してください。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、排水溝、ためます	地上配管、バルブ、フランジ
構造	地上配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製 厚さ50mm	ステンレス製
主要寸法	地上配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所
配置	別紙図面1のとおり	別紙図面1のとおり
設置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
工事着手予定年月日	令和 2 年 9 月 13 日	令和 2 年 9 月 13 日
工事完成予定年月日	令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 9 月 30 日
使用開始予定年月日	令和 2 年 10 月 1 日	令和 2 年 10 月 1 日
その他参考となるべき事項	同一施設の数:1基 適用される基準:A基準	同一施設の数:2基 適用される基準:A基準

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

● 別紙12 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

- ・ 変更等がある場合は、変更前／後を対照させるように記載し、表の右上に「変更前」「変更後」と記載してください。(添付する図面についても対照させてください)
- ・ 「工場又は事業場における施設番号」「特定施設の番号及び名称」については、別紙11と同じものを記入してください。
- ・ 「設備」には、特定施設に付帯する設備の名称を記入してください。
〈例〉 地上配管、地下配管(トレンチ)、地下配管(埋設)、排水溝
- ・ 「構造」には、設備の材質や厚さ等を記入して下さい。地下配管(トレンチ)の場合はトレンチの構造についても記入して下さい。検知設備を有する場合にはその旨も記入して下さい。また、設備の構造が、構造基準(原則A基準)に適合しているか確認して下さい。
- ・ 「主要寸法」には、設備のうち、主なものについて寸法を記入して下さい。
- ・ 「配置」には、建物の名称・位置等を記入するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記して下さい。
別添図面で図示しても構いません。
- ・ 「その他参考となるべき事項」の欄には、適用している構造基準(A基準など)などを記入して下さい。
なお、有害物質を含む水が流れない場合は、構造等に関する基準が適用されないため、その旨を記入して下さい。

その他必要な添付資料

- ・ 構造基準が適用される範囲(特定施設の床面及び周囲、配管、排水溝)を示した図面等
- ・ 有害物質使用特定施設の管理要領
- ・ 有害物質使用特定施設の点検要領及び点検表の書式

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 65 酸又はアルカリによる表面処理施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	別紙図面1のとおり	別紙図面1のとおり (屋外設置)
操業の系統	別紙資料のとおり	廃液の貯蔵
使用時間間隔	週に2～3日程度使用し 使用時間帯は不規則	1週間に1回
1日当たりの使用時間	4時間	1時間に1回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	硝酸 ○○L/日 シアン化ナトリウム ○○kg/日	-
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	-	3N, CNを含む廃液 (含有率約○○%) 貯蔵量約1,000L
その他参考となるべき事項		廃液は月1回産廃として処理を委託

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

● 別紙13 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

- ・ 変更等がある場合は、変更前／後を対照させるように記載し、表の右上に「変更前」「変更後」と記載してください。(添付する図面についても対照させてください)
- ・ 「工場又は事業場における施設番号」「特定施設番号及び名称」については別紙11と同じものを記入してください。
- ・ 「操業の系統」には、特定施設を含む操業の系統について記入してください。
- ・ 「使用の季節変動」には、使用時間等に季節変動がある場合、変動の状況を記入してください。
変動がない場合は、なしと記入してください。
- ・ 「原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る)」には、有害物質使用特定施設を含む作業工程において使用する原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量について記入してください。
特に、有害物質、重金属等を含む原材料等は正確に記入してください。
- ・ 「貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る)」には、貯蔵する廃液等に含まれる有害物質の種類、含有率、貯蔵量について正確に記入してください。
- ・ 「その他参考となるべき事項」には、汚水等が循環使用される場合や廃棄物として産廃業者回収処理される場合はその旨を記入してください。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p style="color: red;">＜工程排水＞</p> <p style="color: red; text-align: center;">水道水</p> <p style="color: red; text-align: center;">↓</p> <p style="color: red; text-align: center;">めっき工程（洗浄等）【有害物質使用特定施設】</p> <p style="color: red; text-align: center;">↓</p> <p style="color: red; text-align: center;">めっき排水処理施設 廃液タンク【有害物質貯蔵指定施設】</p> <p style="color: red; text-align: center;">↓</p> <p style="color: red; text-align: center;">排水口</p> <p style="color: red;">＜廃液タンク＞</p> <p style="color: red;">搬入：シアンを含む廃液を1日1回、地上配管を経てタンクへ搬入</p> <p style="color: red;">搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p style="color: red; margin-top: 20px;">※ 必要に応じ用紙及び排水系統がわかる図面を添付</p>		
用途別水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m ³ /日)
	製造工程水	水道水	110

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

参考事項

※業種 (分類項目名)	電気めっき業	※細分類番号		○	○	○	○
主要製品	自動車用部品など	担当部課係名	工務部動力課環境管理係				
		フリガナ	フジ タロウ				
		担当者職氏名	富士 太郎				
		フリガナ	フジ ジロウ				
		公害防止管理者	富士 次郎				
工場又は事業場の 従業員数	18 人	工場又は事業場の 電話番号	0545-〇〇-〇〇〇〇				
資本金	100 百万円	本社電話番号	0545-〇〇-〇〇〇〇				
水質汚濁防止法による 初回届出	令和 年 月 日						
環境マネジメントシステム導入の有無 (自社構築を含む)	無・有 (審査登録 機関名 : _____ 年 月 日 登録・構築) 自社構築						
今回の届出の概要	No. 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1基設置(有害物質使用特定施設) 廃液タンク 2基設置(有害物質貯蔵指定施設) に伴う設置届です。 使用有害物質:アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(3N) シアン化合物 シアン廃液は全量産廃回収処理、その他の排水は全量公共下水道へ放流します。						
規模要件のあるもの	特定施設番号	要件	規模	特定施設番号	要件	規模	
	1の2(イ)	豚房の総面積	m ²	66の6	業務の用に供する部分の総面積	m ²	
	1の2(ロ)	牛房の総面積	m ²	66の7	同上	m ²	
	1の2(ハ)	馬房の総面積	m ²	68の2	病床数	床	
	64の2	浄水能力	m ³ /日	69の3	水産物に係る売場面積	m ²	
	66の3	業務の用に供する部分の総床面積	m ²	70の2	屋内作業場の総床面積	m ²	
	66の4	同上	m ²	71の3	焼却能力 火格子面積	kg/時 m ²	
66の5	同上	m ²	72	人槽	人槽		
市町村役場 記入欄	所属水域			下水道処理 区分の有無	有・無		

※ 業種欄は、日本標準産業分類（平成5年10月改訂版）による細分類番号、分類項目名を記入すること。